

レンタル約款

第1条 (総則)

- 1 レンタル約款は、お客様（以下「甲」という）が株式会社ネクステック（以下「乙」という）からレンタル機器（以下「物件」という）を貸借する賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）の基本的事項を定めます。
- 2 甲が、レンタル約款に同意し、乙が甲に対して発行する「見積書・注文書」に甲が記名捺印した文書を、乙が受領したときに、乙は甲に対して物件を賃貸するものとします。

第2条 (レンタル期間)

- 1 レンタル期間は、見積書・注文書記載のとおりとし、乙が甲に物件を引き渡した日から開始され、甲が乙に返送する前日までとします。
- 2 レンタル期間の延長はレンタル期間が満了する7日前迄にお申し出下さい。

第3条 (レンタル料金)

甲は、乙が甲に対して発行する請求書記載のレンタル料金及び運賃、諸経費の合計金額を支払期限までに、甲の振込手数料負担により、乙の指定する銀行口座に振込むものとします。

第4条 (レンタル物件の引渡し)

乙は、物件を甲の指定する日本国内の場所において引き渡し、甲は、乙が別途定める見積書・注文書記載の運賃を負担するものとします。

第5条 (契約不適合責任)

- 1 乙は、甲に対して、物件の借受時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。
- 2 甲が、乙に対して物件の引渡日後2日以内に書面により物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。
- 3 甲の責によらないで生じた性能の欠陥により、物件が正常に作動しない場合には、乙は物件を修理または取替えます。この場合には、乙は物件使用不能期間中のレンタル料金を日割計算により減免するほかは、甲に対して損害賠償の責を負いません。
- 4 乙は、前項に規定する以外には物件が正常に作動しないことに関して責任を負いません。

第6条 (物件の使用地域)

甲が、物件を使用する地域は日本国内とします。

第7条 (物件の保管、使用、維持)

- 1 甲は、物件の保管、使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取扱い、物件の保管・使用・維持に要する消耗品代その他の費用を負担します。
- 2 甲は、物件の改造、加工等をしません。また、乙による事前の承諾がある場合を除き、第三者に対する賃借権の譲渡または物権の転貸をしません。
- 3 物件自体またはその設置、保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償します。
- 4 甲は、物件を譲渡、または物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為をしません。
- 5 甲は、物件に貼付された標識、ラベルなどを剥いだり、汚損しません。

第8条 (ソフトウェアの複製等の禁止)

- 1 物件の全部または一部にソフトウェアが含まれる場合、甲はそのソフトウェアに関して次の行為をしません。
 - (1) 有償であると無償であることを問わず、ソフトウェアの全部または一部を第三者に譲渡もしくはその再使用権を設定し、または第三者に複製、使用させること。
 - (2) ソフトウェアの全部または一部を複製すること。
 - (3) ソフトウェアを改変または翻案すること。
- 2 甲は、乙または乙の代理人からソフトウェア機密保持のために必要な措置を求められたときはこれに従います。
- 3 甲は、ソフトウェアの保管または使用に起因して損害が発生した場合には、一切の賠償責任を負います。

第9条 (物件の滅失、毀損についての危険負担)

- 1 甲が、自己の責による事項で物件を滅失（修理不能または所有権の侵害を含む）、毀損（所有権の侵害を含む）した場合、甲は乙に対して代替物件の購入代価、又は物件の修理代を支払います。
- 2 前項の場合、甲は物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中はレンタル料金の支払義務を免れません。なお、乙は甲に対し、機器の修理期間分として当該物件の一週間のレンタル料金を請求致します。
- 3 ご返却されたレンタル商品が過度に汚れている場合、クリーニング代1000円、分解清掃代5000円、またレンタル商品に凹み、キズ等を付け再レンタルが不能の場合、乙は甲に対し、商品代金を請求します。

第10条 (保険)

- 1 乙は物件に対する乙所定の動産総合保険契約を締結し、本契約の存続期間中これを継続します。
- 2 保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知し、かつ乙の保険金受取りに必要な協力をします。
- 3 甲が前項の義務を履行したときは、乙は受け取った保険金(免責金額あり)を第9条の金額、その他の甲の乙に対する支払に充当します。従って甲は乙に支払わ

れた保険金を限度とし、当該物件にかかる第9条の債務の支払いを免れます。ただし、甲に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

- 4 第1項にかかわらず、乙はソフトウェアについては動産総合保険を保守しません。

第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要しないで直ちにレンタル契約を解除することができます。
 - (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下暴力団等といいます）である場合
 - (2) 代表者、責任者又は実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合
 - (3) 自ら又は自己の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団等への資金提供を行った場合
 - (4) レンタル契約の履行のために契約を締結する者が、前③号のいずれかに該当する場合
 - (5) 自らもしくは第三者を利用して、相手方に対して自身もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合、又は相手方に対して詐術、暴力的行為もしくは脅迫的言辞を用いた場合
 - (6) 自らもしくは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損、もしくは相手方の業務を妨害した場合、又はそれらのおそれのある行為をした場合
- 2 甲又は乙が、前項の規定により、レンタル契約の全部又は一部を解除した場合は、相手方に損害が生じてもこれを一切賠償しません。

第12条（中途解約）

レンタル期間中における中途解約は認めません。ただし、甲が特別の事由により申し入れ、甲乙双方協議の上、合意した場合にはこの限りではありません。

第13条（契約の解除）

甲が次の各号の一にでも該当した場合には、乙は催告、通知なくこの契約を解除することができます。この場合、甲は乙に対し、第3条のレンタル料金を直ちに現金で支払います。

- (1) レンタル料の支払を遅延したとき。
- (2) 甲が支払を停止したとき。
- (3) 甲が破産、民事再生法、会社更生、特別清算等の申立をなし又は受けたとき。
- (4) 甲が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
- (5) 故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
- (6) 第11条第1項、第2項のいずれかに該当する行為をし、または第11条第1項の規定に基づく表明、確約に関して違反または虚偽の申告をした事が判明したとき。
- (7) その他本契約の各条項の一つでも違反したとき。

第14条（物件の返還）

- 1 レンタル契約が期間満了により終了し、または前条の規定によって契約が解除されたときは、甲は乙の指定する場所へ物件を甲の費用にて直ちに返還します。
- 2 前項の場合において、甲の責により物件を返還せず（滅失を含む）、または毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して第9条の金額を支払います。
- 3 甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還完了日までにつき、物件の一週間のレンタル料金を日割した金額を返還遅延日数に乗じた金額を、物件の返還日に乙に支払います。

第15条（費用負担と支払遅延利息）

- 1 レンタル契約の締結に関する運送費等およびこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は甲の負担とします。
- 2 消費税等額（消費税額および地方消費税額）は、甲の負担とします。消費税等額が増額されたときは、甲は、乙の請求により、直ちに増額分を乙に支払います。
- 3 甲がこの契約に基づく一切の債務の履行を遅延した場合、その完済に至るまで年 14.6 % の遅延損害金を乙に支払います。

第16条（注文確定後のキャンセル料）

甲は乙に注文確定後のキャンセル料を下記の通り支払います。

- (1) 発送日の前日の場合
 - ・物件の一週間のレンタル料金の50%
- (2) 発送日当日及び発送済みの場合、
 - ・物件の一週間のレンタル料金の100%
 - ・運賃

第17条（不可抗力）

- 1 天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他乙の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の乙の履行遅延または履行不能については、乙は何らの責をも負担しないものとします。
- 2 前項の場合、乙は甲に対し通知の上、レンタル契約の全部または一部を変更または解除することができます。

第18条（合意管轄）

この契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とします。

第19条（付則）

本レンタル約款は、2021年6月28日以降に締結されるレンタル契約に適用します。

以上